

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法律的意见を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456
F +82 2 2188 5455
E ip@BKL.co.kr

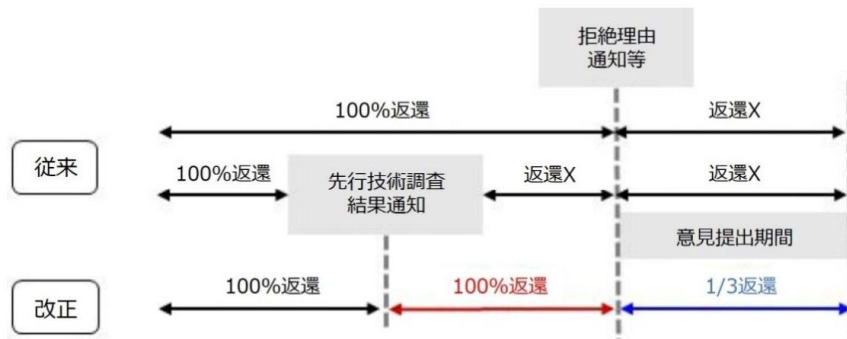
特許出願取り下げ・放棄の時点により審査請求料の返還を拡大実施

韓国では、出願人が取り下げ・放棄した特許出願に対して、実際に提供された審査サービスを除いた分だけの審査請求料を返還する改正特許法が2021年11月18日から施行されていることをご知らせ致します。

改訂内容は、次のとおりです。

- (1) 審査官が拒絶理由を通知する前には、特許庁で行う先行技術調査に関わりなく、まだ審査サービスを提供されなかったため、審査請求料の全額の返還を受けることができる。
- (2) 審査官が拒絶理由を通知したとしても、最初に通知された拒絶理由に対する意見提出期限内であれば審査請求料の1/3の返還を受けることができる。

<特許法改正前・後の審査請求料返還範囲の変更事項>



前記(2)の審査請求料の返還条件に関しては、下記事項をご留意ください。

- ① 期限内に出願取下書又は放棄書を必ず提出しなければならない(対応せずに放棄する場合には審査請求料の返還対象ではない)
- ② 最初の拒絶理由通知書に対する意見提出期間内にのみ可能(2回目の拒絶理由通知書が通知された場合には審査請求料の返還対象ではない)
- ③ 出願人が期間延長を行った場合には期間延長満了日以内に取下書又は放棄書を提出すれば審査請求料の返還が可能
- ④ 意見提出通知書に対する意見書又は補正書を提出したとしても、意見提出期間内に取り下げ又は放棄する場合には審査請求料の返還が可能
- ⑤ 2021年11月18日以後に取り下げるか放棄した特許出願に適用される(取り下げ又は放棄の時点が2021年11月18日以後であれば返還が可能)